山都町事業者向け再エネ導入事業費補助金申請の同意・誓約事項【太陽光・蓄電池】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 同意・誓約事項 | | | チェック欄 |
| 太陽光 | | | | |
| ① | 本事業によって得られる環境価値 のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 | | | □ |
| ② | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づく固定価格買取制度：FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと | | | □ |
| ③ | 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること | | | □ |
| ④ | 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次の(a)～（i）をすべて 遵守していることを確認すること。 | | | □ |
| a | 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 | | □ |
| b | 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 | | □ |
| c | 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 | | □ |
| d | 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は 「再生可能エネルギー発電事業計画における、再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 | | □ |
| e | 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 | | □ |
| f | 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 | | □ |
| g | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（※接続契約をしている場合） | | □ |
| h | 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 | | □ |
| i | 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。 | | □ |
| ⑤ | 導入した太陽光発電システムで発電した電力を当該事業所にて50％以上使用すること | | | □ |
| 蓄電池 | | | | |
| ⑥ | 家庭用（4,800Ah・セル相当のkwh未満）の場合1kwhあたりの価格が12.5万円以下の蓄電池を検討したが、該当するものはなかった  事業用（4,800Ah・セル相当のkwh以上）の場合1kwhあたりの価格が11.9万円以下の蓄電池を検討したが、該当するものはなかった | | | □ |
| ⑦ | 「山都町事業者向け再エネ導入事業費補助金」で導入する住宅用太陽光発電システムの付帯設備であること | | | □ |
| ⑧ | 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること | | | □ |
| ⑨ | 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと | | | □ |
| 次の⑩～⑯を全て満たすこと | | | | □ |
| ⑩ | 蓄電池パッケージ  （a）蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること 。  ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。  ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 | | | □ |
| ⑪ | 性能表示基準  初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 | | | □ |
| ⑫ | j | | 初期実効容量  製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） | □ |
| k | | 定格出力  認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。 | □ |
| l | | 出力可能時間の例示  ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。  ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。  出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。 | □ |
| m | | 保有期間  交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象 機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。 | □ |
| n | | 廃棄方法  使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。  【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 | □ |
| o | | アフターサービス  国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 | □ |
| ⑬ | 蓄電池部安全基準  （a）JIS C 8715－2又はIEC62619の規格を満足すること。 | | | □ |
| ⑭ | 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）  （a） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412－1 若しくは JIS C 4412－2※の規格も可とする。  ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 | | | □ |
| ⑮ | 震災対策基準 リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ  （a）蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認 証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものである  こと 。  ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、 IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること 。 | | | □ |
| ⑯ | 保証期間  （a）メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。  ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。  ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。  ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。  ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。  ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。 | | | □ |
| その他 | | | | |
| ⑰ | 太陽光発電設備若しくは蓄電池を設置していないこと。 | | | □ |
| ⑱ | 他の補助金の交付を受けていないこと。 | | | □ |
| ⑲ | PPA、リースにより導入するものではないこと。 | | | □ |
| ⑳ | 本補助金により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間、処分することができない。 | | | □ |
| ㉒ | 山都町事業者向け再エネ導入事業（重点対策加速化事業）費補助金交付要綱の規定  を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴い補助金の返還が発生した場合は、遅延なく山都町の指示に従い返還すること。 | | | □ |
| ㉓ | 補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間、毎年の発電した電力量、自家消費量等の実績について、町からの求めに応じて提出することができるようにしておくこと。 | | | □ |
| ㉔ | 町税等の滞納はない | | | □ |
| ㉕ | 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民登録及び町税等の収納状況について、町が調査閲覧することに同意する。 | | | □ |

　山都町事業者向け再エネ導入事業（重点対策加速化事業）費補助金の交付申請にあたり、上記項目について了承し、遵守することを誓います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印